

請求書の発行について

物品管理室と契約した物品の支払については、令和３年４月１日より、紙での請求書提出を原則廃止し、長崎県物品調達システムの納品代金請求書作成画面で契約業者様に請求書の内容を確認していただくことで、支出を行っております。

請求課（納品場所に指定されている課）へ納品時に請求書を提出することがないようにご協力をお願いします。

請求書の発行の要否等について、ご不明な場合は物品管理室までお問合せください。

物品管理室 連絡先 895-2881 （担当）石口